# 川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業者
# 一般競争入札貸付案内書

川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）においてデジタルサイネージ案内板設置運営事業者（以下「運営事業者」という。）の募集及び選定については、本書に基づき実施するものとする。

１ 貸付場所

別紙仕様書のとおり

２ 運営条件等

別紙仕様書のとおり

３ 履行方法

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第２項第４号の規定に基づく行政財産の賃貸借契約

４ 貸付期間

貸付期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。原則として貸付期間の延長は行わない。

５ 貸付料

事業者は、入札により提示した貸付料に消費税及び地方消費税を合算した金額を月額の貸付料とする。なお、最低貸付料は、月額７，７７１円（税込み８，５４８円）とし、また支払方法は当院の指示に従うこと。

６ 入札について

（１）入札参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号の規定に該当しないこと。

イ 川崎市病院局契約規程（平成１７年川崎市病院局規程第３９号）第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 国税又は市税の未納がないこと。

オ 本書に定める条件及び法令を遵守し、デジタルサイネージ案内板設置運営事業を運営できる資力、能力等を有すること。

カ 直近２年間に、デジタルサイネージ案内板設置運営事業の実績を有していること。ただし、当該運営実績において、事業者の都合により、履行義務の全部又は一部を果たさなかったことが判明した場合は、運営実績とみなさない。

キ 川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号）第２条第１号に規定する暴力団、

同条第３号に規定する暴力団員等、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項各号又は第２項各号に規定する行為をしている事実がないこと。

ケ 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方がキ又はクのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

（２）申込書の受付

ア 申込みに関する注意事項

（ア）申込みに関する一切の費用については、申込者の負担とする。

（イ）申込みに際して提出した書類は返却しない。

（ウ）選定に当たり必要が生じた場合、他の書類の提出を求める場合がある。

（エ）提出書類として示された証明書等は、いずれも発行後 3 か月以内のもの(複写したものは不可)とする。

（オ）提出書類の様式については、井田病院のホームページからダウンロードすることができる。

イ 申込者が法人の場合の提出書類

（ア）「川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業 入札参加申込書」（様式第１号）

（イ）「川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業 事業申告書」（様式第２号）

※直近２年間のデジタルサイネージ案内板設置運営事業の実績と会社概要を記載した申告書

実績に係る契約書（１件以上)、許可書等の写しを添付すること。

（ウ）川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第６号）

（エ）商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（オ）代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）

（カ）国税の納税証明書（その３の３「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

（キ）川崎市税の納税証明書

A 法人市民税（川崎市のもの。川崎市内に本社又は事業所のいずれもない場合は本社のある市町村のもの。）

※申込時点において終了している事業年度のうち直近２年度分の納税証明書（未納がないこと。）をそれぞれ１部提出すること。

B 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

※前年度、前々年度の納税証明書（未納がないこと。）をそれぞれ１部提出すること。

（ク）財務諸表の写し（直前決算２年間分）

※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

ウ 申込者が個人の場合の提出書類

（ア）「川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業 入札参加申込書」（様式第１号）

（イ）「川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業者 事業申告書」（様式第２号）

※直近２年間のデジタルサイネージ案内板設置運営事業の運営実績を記載した申告書実績に係る契約書（１件以上）、許可書等の写しを添付すること。

（ウ）川崎市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第６号）

（エ）印鑑登録証明書

（オ）身分証明書

破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）を提出すること。

（カ）登記されていないことの証明書

※成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課 電話０３－５２１３－１３６０

横浜地方法務局戸籍課 電話０４５－６４１－７９７６

（キ） 国税の納税証明書（その３の２「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）

（ク） 市税の納税証明書

Ａ 市民税・県民税

Ｂ 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

※前年度、前々年度の納税証明書（未納がないこと。）をそれぞれ１部提出してください。

（ケ） 確定申告の提出書類の写し（直前２年間分）

エ 提出期間及び提出方法

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２４日（火）まで

受付時間は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

なお、土曜、日曜、祝日は除く。

井田病院事務局庶務課まで持参とする。郵送での提出は認めない。

（３）院内見学会の実施

入札参加を検討していて院内見学を希望する者は院内見学会に参加すること。院内見学会の日程については、令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２０日（金）までの期間において、井田病院が指定する日時で行う。

（４）仕様書等に関する質問

ア 提出書類

「川崎市立井田病院デジタルサイネージ案内板設置運営事業 質問書」（様式第４号）

※「様式第４号」は井田病院ホームページからダウンロードすること。

イ 提出方法

井田病院事務局庶務課まで電子メールで送信すること。

ウ 提出期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２４日（火）の午後５時まで

エ 回答方法

質疑内容を整理した上で、令和８年１２月８日（火）までに回答書を入札参加申込者全員に電子メールで送信する。

なお、回答書の送信先は、入札参加申込書に記載されたメールアドレスとする。

※口頭、電話による質問は受け付けない。

オ 注意事項

次の質問内容に対しては、いかなる場合であっても回答しない。

（ア）直接的又は間接的であることを問わず、自社又は他社の商標、商号等が表現されることにより、申込者の一部又は全部が特定されるおそれがある内容の質問

（イ）直接的又は間接的であることを問わず、申込者の名称、参加者数、貸付料又はその他の情報で、秘密として管理されている事項に関する質問

（ウ）本件とは無関係な事項に関する質問

（エ）申込者以外からの質問

（オ）その他、公正な競争を阻害するおそれがあるなど、公序良俗に反する質問

（５）入札及び開札の日時、場所

ア 入札受付　　令和８年１２月１７日（木）午前１０時３０分から午前１１時まで

イ 入札及び開札の日時　令和８年１２月１７日（木）午前１１時

ウ 入札及び開札の場所　井田病院２階　第１・２会議室

エ 入札結果の公表

入札の結果は、開札後に井田病院のホームページで公表する。

※郵送による入札は受け付けしない。また、入札受付時刻に遅れると入札に参加できない。

※入札参加者以外は入札（開札）会場への入室は認めない。また、会場のスペースの関係上、入札（開札）会場への入室は、各社（者）最大２名までとする。

（６）入札の手続

ア 入札保証金

本入札に係る入札保証金の納付は免除する。

イ 入札時に持参する書類

（ア）資格確認通知書（原本）

（イ）入札書・委任状

※所定の様式（様式第５号）に必要事項を記載して記名押印をすること。記載する入札金額は毎月の貸付料（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。なお、委任状は代理人（社員等の代表者以外を含む）が入札する場合に記載をすること。

ウ 入札方法

（ア）イの書類を持参し、入札開始前に受付を行うこと。

※入札開始前に入札書の記載事項等を再度確認すること。

（イ）入札書を入札参加者名が記載された封筒に封入して投函する。

※投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

※落札候補者となり得る者が２人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。なお、「くじ」を辞退することはできない。

（７）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すものとする。

（ア）入札に参加する資格のない者が行った入札

（イ）委任状を持参しない代理人のした入札

（ウ）虚偽の申請を行った者のした入札

（エ）不正行為が判明した入札

（オ）入札者の記名押印のない入札書による入札

（カ）貸付料を訂正した入札又は貸付料の記載の不鮮明な入札

（キ）重大な文字の誤字、脱字等により必要事項を確認しがたい入札

（ク）入札に関する条件に違反した入札

７ 落札者の決定について

くじによる場合を除き、入札公告に示した運営をできると病院長が認めた入札者であって、最も高い貸付料をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

８ 落札者との協議

井田病院と落札者は、速やかに運営に向けて誠意を持って協議する。なお、辞退又は虚偽の判明による失格等があった場合は、次点の事業者を最上位に繰り上げる。

９ 書類提出先・問い合わせ先

川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係

〒２１１－００３５　　川崎市中原区井田２－２７―１

電話　０４４－７６６－２１８８(代表)

電子メールアドレス　83idasyo@city.kawasaki.jp

川崎市立井田病院ホームページ

URL　https://www.city.kawasaki.jp/ida_hospital/index.html